

芦屋市条例第24号

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び調査審議の手續等について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(審査請求の調査審議の手續に係る諮問実施機関等)

第5条 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）第16条第3項又は第4項の規定により審査会に諮問をした実施機関

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（芦屋市個人情報保護法施行条例（令和4年芦屋市条例第23号）第3条に規定する実施機関をいう。）

(2) 公文書 芦屋市情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（同条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

（審査請求の調査審議に係る審査会の調査権限）

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は諮問実施機関に対し公文書若しくは保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に主張書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることがで

きる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。

この場合において、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は同条第4項若しくは第8条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

5 第2項の規定による閲覧の手数料の額は、無料とする。

(審査請求以外の調査審議の手續に係る諮問実施機関)

第11条 この条及び次条において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 芦屋市情報公開条例に基づく情報公開制度の運用と改善に関する事項について審査会に諮問をした実施機関（同条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）

(2) 芦屋市個人情報保護法施行条例第8条の規定により審査会に諮問をした実施機関（同条例第3条に規定する実施機関をいう。）

(3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について審査会に諮問をした機関

(審査請求以外の調査審議に係る審査会の調査権限)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(調査審議手續の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手續は、公開しない。

2 審査会の行う審査請求以外の調査審議の手續は、公開とする。ただし、審査会が、公開しない理由があると認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求についての諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

2 諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、文書主管課において処理する。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第2条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成16年芦屋市条例第20号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者又は委員であった者に係る旧条例第4条第2項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に芦屋市個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の芦屋市個人情報保護条例第40条第3項又は第4項の規定によりされた諮問の調査審議については、なお従前の例による。

3 施行日前に芦屋市情報公開条例第16条第3項又は第4項の規定によりされた諮問の調査審議については、なお従前の例による。

4 施行日前に審査会にされた諮問で、この条例の施行の際、当該諮問に対する答申がなされていないものについては、なお従前の例による。